

第 1 部

総 説

第1章 令和5事務年度（令和5年7月1日～令和6年6月30日）の主要事項

1 令和6年能登半島地震への対応

(1) 国税の申告・納付等の期限の延長

令和6年能登半島地震発生後、令和6年1月12日に、富山県及び石川県の国税に関する申告・納付等の期限の延長（地域指定）を告示した。

なお、源泉所得税の納付期限（10日）が近接していたことから、告示に先立ち令和6年1月9日に国税庁ホームページ等において、国税に関する申告・納付等の期限の延長を講ずる旨を公表・周知した。

(2) 被災地への支援

令和6年2月5日から6月30日現在まで、金沢国税局、管内税務署及び税務大学校金沢研修所において、7の市町に対して延べ約2,500名の職員を派遣し、特設窓口での受付業務等の支援を行った。

(3) 酒類業関連

イ 免許手続等の特例

被災した酒類製造場等に係る免許等の手続や被災酒類に係る酒税相当額の還付手続等について弾力的な取扱いを定め、酒類業者に対して周知した。

ロ 酒類の品質確保等のための技術支援

能登地方においては酒蔵が数多く存在することを受け、貯蔵酒の成分分析及び品質確認、製品化のための助言等の技術支援を行うことで、被災酒蔵等の生業再建を支援した。

ハ 中小企業施策の効果的活用に向けた支援等

中小酒類業者が活用可能な各種中小企業施策（被災中小企業・小規模事業者対策等）に関する情報提供をきめ細かく実施するとともに、各種中小企業施策の活用に関する相談に対し、関係行政機関と協調して対応した。

2 定額による所得税の特別控除（定額減税）への対応

(1) 概要

令和6年度税制改正に伴い、デフレ完全脱却のための一時的な措置として、所得税の納税者及びその配偶者を含めた扶養親族1人につき、令和6年分の所得税額から3万円を減税する、定額減税が実施された。

(2) 具体的な取組

国税庁では、源泉徴収義務者や個人の納税者が定額減税に円滑かつ適正に対応できるよう、国税庁ホームページに「定額減税特設サイト」を開設し、パンフレットやQ&A等を随時掲載するとともに、源泉徴収義務者からの相談に対応するためにコールセンターを設置するほか、源泉徴収義務者に対する説明会を全国の約900会場で約4,600回開催するなどの対応を行

った。

3 インボイス制度の円滑な開始及び定着に向けた取組

(1) 概要

令和5年10月から開始したインボイス制度（適格請求書等保存方式）については、制度の円滑な開始及び定着に向け、事業者インボイス制度を十分理解していただき、適切に制度への対応や準備を進めていただけるよう、関係府省庁、関係民間団体等とも密に連携しながら、事業者の声等を踏まえた周知・広報等に取り組んだ。

（参考）インボイス制度の下では、原則として、帳簿及び税務署長に申請して登録を受けた課税事業者であるインボイス発行事業者が交付する「インボイス（適格請求書）」等の保存が仕入税額控除の要件となる。

(2) 具体的な取組

インボイス制度の円滑な開始及び定着に向けて、次の施策に取り組んだ。

イ 周知・広報の実施

インボイス制度の円滑な開始及び定着に向けては、

- ① インターネット広告や新聞記事下広告を活用した一般的な周知・広報
- ② 消費税制度に馴染みがない方々に向けて「分かりやすさ」、「親しみやすさ」を主軸とした周知広報動画の作成
- ③ インボイス発行事業者の登録を受けた事業者は消費税の確定申告が必要なことや小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置（いわゆる「2割特例」）の内容等について、個々の事業者へのダイレクトメールの送付などプッシュ型の周知・広報
- ④ オンライン説明会の実施及び関係府省庁や事業者団体、関係民間団体とも連携した事業者向けの説明会への講師派遣
- ⑤ 国税庁ホームページのインボイス制度特設サイトに掲載している制度解説の動画・Q&Aや各種パンフレットの充実など制度の周知・広報に努めた。

ロ 相談体制の整備

制度に関する事業者からの質問・照会等に対して、「電話相談センター」のほか、「インボイスコールセンター」（インボイス制度電話相談センター）や各税務署に設置している相談コーナー、「税務相談チャットボット」等により対応した。

ハ インボイス発行事業者の登録申請の集約化

インボイス発行事業者の登録処理事務については、各国税局・沖縄国税事務所にインボイス登録センターを設置の上、多くの登録申請を効率的に処理した。

ニ 制度開始後初めての確定申告期における取組

インボイス制度開始後初めての確定申告に向けて、

- ① 新たに課税事業者となった個人事業者へのダイレクトメールの送付や、テレビCMに

よる周知・広報

- ② 確定申告書等作成コーナーについて、「2割特例」による申告に対応
- ③ 新たに課税事業者となった方を対象とした消費税の申告方法等についての説明会の開催、インボイスコールセンターや確定申告電話相談センターの相談体制拡充、税務署等の確定申告会場における相談体制の強化などの取組を行った。

4 税務行政のデジタル・トランスフォーメーション

(1) 概要

国税庁では、令和5年6月に税務行政のデジタル・トランスフォーメーション「税務行政の将来像2023-1」（以下、「将来像2023」）を策定し、「納税者の利便性の向上」、「課税・徴収の効率化・高度化」、「事業者のデジタル化促進」を3本の柱として、税務行政のDXを推進している。

(2) 納税者の利便性の向上

納税者の利便性の向上を目的として、各種取組を実施している。主な取組として、令和6年2月（令和5年分確定申告）からe-Taxとマイナポータルとの連携により、オンラインで提出された給与所得の源泉徴収票の情報について、申告書への自動入力が可能となったほか、令和6年4月から、e-Taxで申告等データを送信する際に「自動ダイレクト」の利用に関する項目にチェックを入れることにより、法定納期限に自動で口座引き落としにより納付できるようになった。

(3) 課税・徴収の効率化・高度化

調査事務については、AIも活用しながら幅広いデータを分析することにより、申告漏れの可能性が高い納税者の判定を行うなど、効果的・効率的に調査・行政指導を行う取組を進めている。また、調査事務の効率化を進める観点から、納税者等の協力の下、Web会議システム等のオンラインツールを活用した調査を試行的に実施しており、令和5事務年度は、その試行対象を全ての大規模法人としている。

徴収事務については、事務の効率化を図るため、個々の滞納者の情報や過去の架電履歴等のデータとAIを活用して、滞納者が電話に応答する可能性の高い曜日・時間帯を予測するモデルを構築し、この応答予測モデルに基づいて架電する取組を実施している。

(4) 事業者のデジタル化促進

事業者が日頃行う事務処理について、一貫してデジタルで完結することを可能とすることにより、事業者は単純誤りの防止による正確性の向上や事務の効率化による生産性の向上等といった大きなメリットを享受できることが期待されることから、税務手続のデジタル化と併せて、事業者の業務のデジタル化を促す施策にも取り組んでいる。

具体的には、国税に関するデジタル関係施策について網羅的でわかりやすい周知・広報を行うほか、税理士会、関係民間団体等と連携し、デジタルインボイスやIT導入補助金等の

事業者のデジタル化を支援する施策の周知広報を行った。

5 酒類業の振興

(1) 酒類業振興の取組

国税庁としては、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」（令和5年12月食料安定供給・農林水産業基盤強化本部改訂）等を踏まえ、日本産酒類の更なる輸出拡大に取り組むこととしており、令和5事務年度においては、日本産酒類の海外販路拡大に向けて、国際的プロモーションや商談会の開催などの取組を実施した。

そのほか、日本産酒類の輸出拡大や酒類業の経営改革・構造転換を図るとともに、酒類業の健全な発達を促進するため、酒類事業者による日本産酒類のブランディング、インバウンドによる海外需要の開拓などの海外展開に向けた取組や国内外の新市場開拓などの意欲的な取組を、酒類事業者向け補助金により支援した。

(2) 地理的表示（G I）の普及拡大

令和6年3月にG I「東京島酒」（蒸留酒）を新たに指定し、酒類の地理的表示は合計27件となった。

また、既存のG I指定地域及び新たに指定した各地域において、流通業者やマスコミ等に向けたイベントを開催する等、地理的表示制度の認知度向上に努めた。

(3) 日本酒、焼酎・泡盛等の「伝統的酒造り」のユネスコ無形文化遺産登録に向けた取組

日本酒、焼酎・泡盛等の日本のこうじ菌を使った伝統的な酒造り技術が、令和3年12月に「伝統的酒造り」として文化財保護法上の登録無形文化財に登録され、令和4年3月にユネスコ無形文化遺産に提案された。日本からの提案書の採択は2年に1度のため、提案書は令和5年3月に再提出され、令和6年12月の審議・決定に向けて、シンポジウムの開催等、登録に向けた機運醸成等の広報活動を実施した。

第2章 租税収入状況

1 令和5年度一般会計「租税及び印紙収入」収入状況

令和5年度一般会計「租税及び印紙収入」（以下「一般会計分税収」という。）の決算額は、72兆761億円であり、予算額（補正後予算額。以下同じ。）69兆6,110億円に対して2兆4,651億円（3.5%）の増収となり、前年度の決算額71兆1,374億円に対して9,388億円（1.3%）の増収となった。

なお、源泉所得税及び申告所得税の一般会計分税収に占める割合（決算額ベース）は30.6%と前年度の31.7%を下回り、法人税の一般会計分税収に占める割合は22.0%と前年度の21.0%を上回った。

2 主要税目別収入状況（令和5年度一般会計分）

(1) 源泉所得税

源泉所得税の決算額は、18兆15億円であり、予算額に対して5,815億円（3.3%）の増収、前年度決算額に対して7,350億円（3.9%）の減収となった。

(2) 申告所得税

申告所得税の決算額は、4兆514億円であり、予算額に対して1,764億円（4.6%）の増収、前年度決算額に対して2,663億円（7.0%）の増収となった。

(3) 法人税

法人税の決算額は、15兆8,606億円であり、予算額に対して1兆1,986億円（8.2%）の増収、前年度決算額に対して9,208億円（6.2%）の増収となった。

(4) 相続税

相続税の決算額は、3兆5,663億円であり、予算額に対して4,243億円（13.5%）の増収、前年度決算額に対して5,969億円（20.1%）の増収となった。

(5) 消費税

消費税の決算額は、23兆923億円であり、予算額に対して1,003億円（0.4%）の増収、前年度決算額に対して130億円（0.1%）の増収となった。

(6) 酒税

酒税の決算額は、1兆1,814億円であり、予算額に対して14億円（0.1%）の増収、前年度決算額に対して62億円（0.5%）の減収となった。

(7) 揮発油税

揮発油税の決算額は、2兆656億円であり、予算額に対して344億円（1.6%）の減収、前年度決算額に対して3億円（0.0%）の増収となった。

3 令和5年度国税収入直接税割合

直接税（源泉所得税、申告所得税、法人税、相続税、地価税、地方法人税、地方法人特別税、特別法人事業税、復興特別所得税及び復興特別法人税）の特別会計分を含む税込総計に占める割合（決算額ベース）は59.6%と前年度の58.9%を上回った。